

# 兵庫県公報

平成24年11月2日 金曜日 第2437号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○平成24年度兵庫県准看護師試験の実施（医務課）	1
○被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策課）	2
○保安林の指定施業要件の変更予定（豊かな森づくり課）	4
○同 上（同）	4
○同 上（同）	5
○同 上（同）	5
○同 上（同）	5
○同 上（同）	6
○同 上（同）	6
○同 上（同）	7
○同 上（同）	7
○同 上（同）	7
○同 上（同）	8
○道路の区域の変更（道路保全課）	8
○道路の位置指定（建築指導課）	9
公 告	
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	9

## 告 示

### 兵庫県告示第1405号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成24年度兵庫県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成24年11月2日

兵庫県知事 井戸敏三

- 試験日時  
平成25年2月17日（日）午後1時30分から午後4時00分まで
- 試験場所  
兵庫県立大学 神戸学園都市キャンパス  
〒651-2197 神戸市西区学園西町8丁目2-1
- 試験科目  
人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護
- 試験の方法  
筆記試験とする。
- 受験資格  
保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条の規定に該当する者
- 受験手続
  - 提出書類
    - 受験願書
    - 受験資格を証する卒業証明書又は修業証明書  
卒業見込み又は修業見込みの者は、卒業見込証明書又は修業見込証明書に代えることができる。  
なお、平成25年3月11日（月）までに上記証明書が提出されない場合は、当該受験は無効とする。

ウ 写真票

出願前6箇月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、縦6センチメートル、横4センチメートルのものとし、その裏面に撮影年月日、氏名及び学校養成所名を記入し、所定の箇所に貼り付けること。

(2) 提出期間

平成24年12月6日(木)から同月14日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
受付時間は午前9時30分から正午まで及び午後1時30分から午後5時までとする。
なお、郵送による場合は簡易書留とし、平成24年12月14日(金)必着とする。

(3) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県健康福祉部健康局医務課看護指導係

(4) 手数料

6,900円相当額の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。
なお、受験願書受付後は、手数料を返還しない。

7 受験票の交付

受験願書受付後、受験番号、受験日時及び受験場所を記載した受験票を交付する。

8 合格者の発表

平成25年3月14日(木)午前10時から同年4月12日(金)午後5時まで兵庫県健康福祉部健康局医務課前に
掲示するとともに兵庫県ホームページに掲載する。
なお、可否の問合せには応じない。

9 試験結果の開示

個人情報の保護に関する条例(平成8年兵庫県条例第24号)第20条第1項の規定による試験結果の開示は、
次に定めるところにより口頭で請求できる。

(1) 期間 平成25年3月14日(木)から同年4月12日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前10時から午後5時まで(3月14日(木)は午前11時から午後5時まで)

(2) 場所 兵庫県健康福祉部健康局医務課
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁1号館 4階

(3) 持参するもの 兵庫県准看護師試験受験票

(4) 開示する内容 総合得点

(5) その他

ア 開示請求できる試験結果は、本人のものに限る。

イ 開示請求できる者は、本人とする。ただし、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わ
って開示請求することができる。

ウ 電話による問合せには一切応じない。

10 身体に障害を有する者等の特例措置

視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、受験願書等の提出期限
内に下記問合せ先に申し出ること。申出のあった者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な
配慮を講じることがある。

11 受験についての問合せ先

兵庫県健康福祉部健康局医務課看護指導係
電話 (078) 341-7711 (内線3220・3253)



兵庫県告示第1406号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第19条第1項の規定により、被爆者一般
疾病医療機関として次のものを指定した。

平成24年11月2日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日

じんクリニック	神 三矢	神戸市東灘区御影2丁目2番9号 御影 時枝ビル2階	平成24年8月10日
うらら歯科医院	大同 麗	同 市同 区本庄町1-14-26	同 年7月19日
神成美容外科形成外科	上田 直光	同 市中央区雲井通7-1-1 ミント 神戸13F	同 月1日
三宮南薬局	株式会社 AMA 代表取締役 足立 巧子	同 市同 区磯辺通3丁目2-11 三宮 ファーストビル1階	平成24年10月1日
ステーションパーク垂水 小東山 イレブン薬局	ウエルシア関西 株式会社 代表取締役 槌屋 茂康	同 市垂水区小東山本町3-1-2	同
つばみ薬局	有限会社 ティーズカンパニ ー 代表取締役 長田 茂久	姫路市白浜町甲2140番6	平成24年9月1日
尼崎駅前メンタルクリ ニック	麻生川 晶	尼崎市潮江1丁目3番43号2F	同 年10月1日
医療法人社団 眞愛会 太田内科医院	医療法人社団 眞愛会 理事長 太田 秀行	同 市武庫之荘東2丁目28番13号	同
アクア畠中歯科	畠中 龍生	同 市蓬川町302-16 ザ・ガーデネスク シティアクア館102号	平成24年9月1日
めばえ薬局 南武庫之荘 店	株式会社 めばえ 代表取締役 米田 三枝	同 市南武庫之荘1-7-1	同
日本調剤 武庫之荘薬局	日本調剤 株式会社 代表取締役 三津原 博	同 市南武庫之荘1-20-8	平成24年10月1日
NCケアステーション	医療法人社団 弘道会 理事長 西原 弘道	同 市浜田町3丁目62 ピトレ・スクエ ア101	同 年8月1日
医療法人社団 有晃会 ふじもとクリニック	医療法人社団 有晃会 理事長 船本 全信	西宮市久保町7-35 レインボー酒蔵通 1F	同 年9月1日
かとう内科・外科・整形 外科クリニック	医療法人社団 洋明会 理事長 加藤 肇三	同 市南昭和町8-16	同 月8日
片山内科クリニック	片山 正哉	伊丹市野間1丁目8番12号	平成24年10月1日
みどり薬局 加古川店	グリーンファーマシー 株式 会社 代表取締役 古川 健一郎	加古川市平岡町一色93番地	同
田中歯科医院	田中 徹	宝塚市伊子志3-12-23 ファミール逆 瀬106	平成24年8月13日
さかもと薬局	株式会社 アール・エス 代表取締役 坂本 玲二	同 市小浜4丁目7-6	同 年10月1日
シルク薬局	クラフト 株式会社 代表取締役 大塚 吉史	三木市緑が丘町本町1丁目2番2号	同 年9月1日
たていし小児科	立石 径	三田市駅前町13番6号	同 年10月1日

クオール薬局 加西店	クオール 株式会社 代表取締役 中村 勝	加西市北条町横尾1丁目13-5	同
ゆずるは薬局	三原薬品 株式会社 代表取締役 瀧口 洋	南あわじ市市円行寺138	同



**兵庫県告示第1407号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年11月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市生野町黒川字ナヲ谷14の4、14の7
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1408号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年11月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市生野町黒川字モチツギ8、9の1、字ナヲ谷10の1、10の2、14の1、字吉原17の1、18
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1409号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年11月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市生野町黒川字大持谷102、104、字大持谷奥105の1、106
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1410号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年11月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市生野町黒川字コウロ奥308から310まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1411号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年11月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市生野町黒川字榊ノ谷4の1、4の2、4の4、生野町上生野字滝谷78の2、78の3、79の1、字若井竈82
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1412号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年11月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

朝来市生野町円山字屋敷234の1

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1413号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年11月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

朝来市生野町栃原字柏ヶ谷1801

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝

来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1414号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年11月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市生野町栃原字西太郎1789の2
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1415号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年11月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市生野町栃原字桑ノ山1790の8から1790の12まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1416号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年11月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市生野町真弓字漆谷270の1、字高畑271の1から271の3まで、271の13、271の14、271の59

- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1417号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年11月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市生野町栃原字向井山1812の2、1812の4
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1418号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成24年11月 2日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年11月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 3 1 2 号	豊岡市日高町松岡字宮ノ後236番1から 同 市日高町鶴岡字亀岩1番1まで	旧	6.0から 11.0まで	283.0	
		新	6.0から 36.0まで	283.0	一部 予定地



国道 4 8 2 号	豊岡市日高町上郷字大門152番 1 から 同 市日高町鶴岡字石垣殿767番 5 まで	旧	5.0から 8.0まで	820.0	
	豊岡市日高町上郷字大門152番 1 から 同 市日高町鶴岡字石垣殿767番 5 まで	新	5.0から 8.0まで	820.0	
	豊岡市日高町上郷字大門152番 1 から 同 市日高町鶴岡字鶴ノ巣37番 9 まで		11.0から 32.0まで	787.0	予定地



**兵庫県告示第1419号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第 2 課において縦覧に供する。

平成24年11月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H24但八位置 0002号	24.10.18	養父市八鹿町八鹿字猿山1188番 1 の一部、 1189番 1 の一部	4.00	19.72

**公 告**

**都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年11月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
西脇市小坂町字森ヶ坪122番 1、122番 3、123番 4
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
西脇市堀町400番 5  
株式会社O S T 代表取締役 小 澤 國 秀
- (3) 許可年月日及び許可番号  
平成24年 5 月28日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第 1 - 3 号（24西脇）
- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加東市河高字稲部2463番 1、2464番 1、2465番 3
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加東市河高2490番地の30  
陰 山 尚 子
- (3) 許可年月日及び許可番号  
平成24年 5 月17日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第 1 - 2 号（24加東）